

熊本県県南広域本部土木部優良工事等表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県県南広域本部土木部優良工事等表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の目的)

第2条 熊本県県南広域本部土木部優良工事等表彰(以下「表彰」という。)は、熊本県県南広域本部土木部(以下「県南広域本部土木部」という。)が所管する取組み等に貢献した団体又は個人を評価し表彰することで、今後の更なる活躍を期待するとともに、ひいては地域の発展及び地域住民の生活の向上を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、県南広域本部土木部が所管する取組み等に貢献し、その功績が顕著で他の模範となる団体又は個人を対象とする。

(審査会の設置)

第4条 県南広域本部土木部長(以下「土木部長」という。)は被表彰者を決定するため、「熊本県県南広域本部土木部優良工事等表彰審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、土木部長、副部長、各課長により構成し、会長は土木部長が務めるものとする。

(表彰の決定)

第5条 前条の規定に基づき設置する審査会の審査を経て、被表彰者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、土木部長が表彰状を授与して行う。

(事務局)

第7条 本要領に係る事務を処理するため、県南広域本部土木部技術管理課に事務局を置く。

(その他)

第8条 その他この要領に関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。